

## 令和5年度実施事業について

## ○（事業名）子ども子育て支援事業計画策定事業

（事業内容）現状の子ども子育て支援関連のニーズを把握し、今後の方針や施策を検討し、次期子ども子育て支援事業計画を策定します。

（説明）

令和5年度は、将来児童数の推計や保育料のニーズ量算定、アンケート調査などを実施し、令和6年度に今後の施策内容等を検討し、計画策定を目指します。

計画期間：令和7年度から5年間

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 R5 2,333千円 R6 2,650千円

（施策の柱）教育保育サービスの量的拡充（P42）

## ○（事業名）民間保育施設整備事業

（事業内容）急増する保育需要に対応するため、保育施設の整備に民間活力の導入を図り、施設整備費を補助します。

（説明）

就学前教育・保育施設整備交付金を活用して、令和6年度に定員80人～100人規模の民設民営の認可保育所2園の施設整備にかかる費用を補助します。

保育施設整備補助金 390,000千円

（施策の柱）教育保育サービスの質の向上（P43）

## ○（事業名）保育園ICT推進事業

（事業内容）

保護者の利便性の向上及び保育業務における職員の業務軽減を目的とし、ICTシステムを導入する。電子化・ペーパーレス化により、情報共有がスムーズになることで、双方の負担減につなげる。

(説明)

公立保育園 6 園に業務支援システム及びタブレット機器を導入し、さらに WiFi 環境を整備することで、園児の出欠確認や連絡帳機能等の電子化、ペーパーレス化を進めます。

ICT システム導入等一式 11,944 千円

(施策の柱) 放課後の子どもの居場所づくり (P 4 5)

### ○ (事業名) 放課後児童クラブと放課後子ども教室一体化運営の導入

(事業内容) 市は、令和 6 年度からの運用開始を目標に、「新・放課後子ども総合プラン」に示されている「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体型運営と民間委託の実施を目指します。

(説明)

一体型運営については、全ての児童が、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、当初は、学校内に多目的棟がある 3 小学校区 (南小、東小、北小) で先行的に実施し、将来的に全ての小学校区での実施を目指します。

また、当初は一体型運営に、まだ移行できない 3 小学校区 (長小、西小、市小) における放課後児童クラブと、放課後子ども教室の運営も民間委託を予定しています。

(施策の柱) 子どもの貧困対策の推進 (P 5 3)

### ○ (事業名) 養育費履行確保

(事業内容) ひとり親家庭の経済的安定性を確保するため、離婚の際の養育費に関する公正証書等作成にかかる費用や、養育費保証契約に対して支払った初年度契約料を補助します。

(説明)

#### ○公正証書等作成促進事業補助金

養育費に関する公正証書等作成にかかる費用 (公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代など) を市が負担します。(上限 4 万円)

#### ○養育費保証促進事業補助金

保証会社との養育費保証契約に対して支払った初年度契約料を市が負担します。

(上限5万円)

公正証書等作成促進事業補助金 120千円

養育費保証促進事業補助金 150千円

(施策の柱) ライフステージに応じた適切な支援の推進 (P57)

### ○ (事業名) 妊産婦健康診査費用の一部公費負担の実施

(事業内容) 妊娠初期から産後の母体の健康管理を目的に、妊産婦健康診査の費用を一部公費負担とし、定期的に医療機関で健康診査を受診しやすい体制を整備します。

(説明)

○産婦健康診査を1回から2回に拡大し助成します。

これまで産婦健康診査受診票1回目のみ交付していましたが、令和5年4月1日から2回に拡大し、母体の身体的機能の回復及び精神状態を把握する機会を増やすことで、出産後の育児の悩みや疲れ等に寄り添った支援を行います。

産婦健康診査 5,000円/1回

### ○ (事業名) 乳幼児健康診査・相談等の実施

(事業内容) 定期的に子どもの発達を確認して、疾病の早期発見や早期治療へとつなげることを目的として、3~4か月児、10~11か月児、1歳6か月児、3歳児、3歳8か月児、5歳児等を対象とした健康診査・健康相談を実施します。

(説明)

○3歳8か月児健康診査の移行

弱視等の早期発見、治療につなげることを目的に3歳8か月児健診を実施していましたが、3歳8か月児健診で行っていた視機能検査を令和5年4月から3歳児健診に導入することにしましたので、移行期終了後、令和5年11月で3歳8か月児健診を終了します。

## ○（事業名） 歯科保健の実施

（事業内容）妊娠中、産後、10～11か月児、1歳6か月児、3歳、3歳8か月等の月齢や時期に応じた歯科検診、フッ素塗布、健康教育を行います。

## ○2歳児歯科健康診査を始めます。

幼児期の虫歯予防、歯科保健の向上を目的に3歳8か月児歯科健康診査を実施していましたが、1歳6か月児以降、年齢とともにう蝕のある幼児が増えることから、1歳6か月と3歳の間にある2歳児を対象とした歯科健康診査を新たに実施し、う蝕予防と歯科の健康保持増進に取り組めます。現行の3歳8か月児歯科健康診査は11月で終了し、令和5年12月から2歳児歯科健康診査を開始します。